

受験資格を改正します

実務経験による受験資格は21年度から廃止

日本産業カウンセラー協会は産業カウンセラー・シニア産業カウンセラー両資格試験の受験資格の見直しをすすめてきましたが、このほど開催した協会理事会および試験委員会で改正方針を決定しました。今回の改正では、大学・大学院を卒業し学士または修士資格を有する者の受験資格について心理・カウンセリングに関する専門科目の履修を義務づけたこと、また、相談業務または人事・労務管理業務に一定期間従事している、いわゆる「実務経験」による受験資格を廃止することとしました。これらの改正受験資格制度は平成21年度（平成21年4月以降実施）の試験から適用されます。

1. 主な改正内容

- ① 「学士・修士」資格による産業カウンセラー試験の受験資格となる履修科目について、産業カウンセラーとして取得しておくべき科目群を設け、心理・カウンセリング・産業カウンセリングに関連する領域の科目に限定する。
- ② 「修士」資格によるシニア産業カウンセラー試験の受験資格となる履修科目は前記①と共通であるが、産業カウンセラー資格を有することをあらたに要件に加える。
- ③ 「実務経験」による受験資格は廃止する。

2. 改正試験規程

受験資格に関する改正後の試験規程の関係条文は次のとおりです。

【産業カウンセラー】

（受験資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- (1) 4年制大学学部及び大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する学部又は専攻（課程）の卒業者であって、次号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として10科目以上、20単位以上を取得していることを要する。ただし、D群からG群の科目による取得単位

は6単位以内とする。

- (2) 科目群は以下のとおりとする。

A群：産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論（精神分析・行動療法など）の科目群

B群：カウンセリング演習 カウンセリング実習などの科目群

C群：人格心理学、心理アセスメント法などの科目群

D群：キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群

E群：産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群

F群：労働法令の科目群

G群：精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目群

- (3) 成年に達した者で、協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能を修得するための講座又は協会がこれと同等以上の水準にあるものとして指定した講座を修了した者

【シニア産業カウンセラー】

（受験資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- (1) 産業カウンセラーの資格を有し、大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、

人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻の修了者であって、次号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として4科目以上、8単位以上を取得していることを要する。ただし、D群からG群の科目による取得単位は2単位以内とする。

- (2) (産業カウンセラー試験規程と同一につき省略)
- (3) 産業カウンセラー試験合格後3年が経過している者であって、協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能の向上を図るための講座、又は協会がこれと同等以上の水準にあるものとして指定した講座を修了している者